

事業評価シート

担当課・室長：自然環境局総務課長

事業名	国際協力
上位施策名	自然環境保全と自然とのふれあいの推進
1 事業の概要	<p>国際的な連携の下に生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進することは、「生物多様性条約」に基づく取組をはじめとして、国内外で極めて重要な課題となっている。</p> <p>我が国では、具体的取組としてワシントン条約を通じた野生生物種の保護を一層推進するとともに、ラムサール条約を通じ、国際的に重要な湿地の保全及び適正な利用に関する国際協力を進めている。また、世界遺産基金への拠出などを通じて、世界遺産条約に基づいて指定された自然遺産の保全に積極的に協力している。</p> <p>また、二国間の渡り鳥等保護条約等を通じた渡り鳥等の保全に向けた施策、共同調査などの取組を進めるほか、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の実施を通じた国際協力など、多国間による渡り鳥保護のための枠組みの強化を図っている。</p> <p>さらに、サンゴ礁に関し「国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）」の活動の推進、政府機関会員として国際自然保護連合（IUCN）の活動の支援、生物多様性条約に関連してアジア地域において生物の生息・生育環境及び種に関する情報の共有による相互的な保全策の推進を実施している。</p>
2 進捗状況	<p>ワシントン条約の適切な履行のため、平成11年5月に種の保存法施行令を改正し、象牙加工品（印章）の取扱業者に届出の義務を課した。また平成11年12月にも同施行令を改正し、トラの骨を含む製品の流通を規制した。</p> <p>平成11年に開かれたラムサール条約締約国会議において、我が国は常設委員会のメンバー国に選出された。アジア地域の湿地保全に貢献するため、途上国の保全計画づくりや国際NGOが行うアジア地域の湿地目録づくりに対し支援を行った。</p> <p>生態系が脆弱で急激な環境変化にさらされている代表的な自然遺産登録地をモデル地域としてその保護と管理の現状を分析した。また、これらの課題の解決及び自然環境の適正な管理のための具体的かつ現実的な実行計画案を策定する。</p> <p>二国間協力では、米国とアホウドリの共同調査を、中国とズグロカモメの共同調査を実施した。</p> <p>日本と豪州のイニシアティブにより策定した、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進のため、ガンカモ類、シギ・チドリ類、ツル類の各分類群ごとに保全行動計画を策定した。</p> <p>ICRIの枠組みとして、特に東アジア海域を中心とした活動を強化しており、平成8年度の沖縄における東アジア海地域会合の開催等、国際的なサンゴ礁保全の取組の推進に貢献した。また、平成12年度に、国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターを石垣市に設置し、東アジア海地域におけるサンゴ礁情報等の収集を行った。</p> <p>IUCN活動支援として、特に東アジア地域における自然保護地域の充実等に係る研究等として、保護地域における財政援助のためのガイドライン準備、ツーリズム等の調査・研究に対し支援を行った。</p>

<p>3 評価</p>	<p>象牙加工品やトラ製品の流通規制強化については、昨年開かれたワシントン条約締約国会議において、一定の評価を得ることができた。今後、事業者への指導等をより一層図っていく必要がある。</p> <p>アジア地域の湿地保全に対し、今後とも支援を行っていくとともに、国内の湿地（特に渡り鳥の渡来地、中継地としての干潟）保全のための施策を積極的に進める必要がある。</p> <p>現状分析の結果、アジア地域で我が国の協力を求めている開発途上国の自然遺産登録地があることが明らかとなった。今後、これらの地域における適正な保全管理のための実行計画案を策定するとともに、これらが他の地域においても活用されることが期待される。</p> <p>米国や中国との共同調査により明らかになった渡りルート上の渡来地、中継地の保全がなされるよう、協力関係を強化させる必要がある。</p> <p>渡り鳥保全戦略は、ガンカモ類を始めとする分類群ごとに保全行動計画を策定することにより、関係各国が取り組むべき課題が明らかとなることから、渡り鳥の中継地、渡来地における保全活動を高める効果が認められる。今後は渡来地ネットワークへの参加湿地を増やすとともに、渡り鳥の観察等を通じた環境教育を展開するなど、地域社会とのつながりを深めることが重要である。</p> <p>関係各国の情報交換や技術移転により、国際的なサンゴ礁保全の推進に対する十分な効果を挙げている。今後は、モニタリングセンターを中心とした国内サンゴ礁域のモニタリング活動や情報拠点機能の充実、東アジア地域各国の取組への支援・連携の拡充を図ることが重要である。</p> <p>IUCN活動支援を通じて、東アジア地域の保護地域における適正な保全管理に今後とも貢献するとともに、調査・研究成果の普及に努める必要がある。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際自然保護連合分担金</li> <li>・国際湿地保全連合分担金</li> <li>・国際自然保護連合拠出金</li> <li>・ワシントン条約対策費</li> <li>・トキ生息環境保護推進協力費</li> <li>・アジア地域渡り鳥等国际共同研究推進費</li> <li>・東アジア海地域地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク推進事業費</li> <li>・開発途上国の自然遺産地域への保護対策協力推進費</li> <li>・アジア地域における生物多様性保全推進費</li> </ul>
<p>5 対応副施策等</p>	